

議 答 申 個 第 4 5 号

令和元年12月20日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する
電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

令和元年11月19日付け生都第85号で諮問のあったことについて、当審議会の意見
は、別紙のとおりです。

答 申

| | |
|---------------|---|
| <p>審議案件</p> | <p>いこま空き家流通促進プラットフォームが取り扱う空き家情報のクラウドサービスを利用した情報の共有に伴い、民間のデータセンターと実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機とを結合することについて</p> |
| <p>審議会の意見</p> | <p>適当なものと認める。 なお、システムの選定に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じられるかを考慮に入れることを要望する。</p> |
| <p>審議内容</p> | <p>当審議会は、システム選定前による諮問案件であり、本件結合に係るセキュリティの詳細な内容については不明であるため、選定の際の仕様書案を基に審議を行った。 不動産所有者である本人が売却や賃貸したい意思を持って自ら個人情報を提供していること、並びに本件結合に係るセキュリティ内容（通信経路上の暗号化やアクセス管理等の対策から現在の電子メールによる共有方法よりも安全性が高まること）から、本件結合は、公益上必要があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、適当なものと認め、上記の通り意見をとりまとめた。</p> |
| <p>審議日</p> | <p>令和元年11月27日</p> |
| <p>結合先</p> | <p>空き家情報に関する情報共有システムのデータセンター</p> |
| <p>所管課</p> | <p>都市整備部 住宅政策室</p> |